

第 1 4 号議案

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 8 年 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する
条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
(昭和 6 3 年足立区条例第 4 0 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 5 号中「各号の一に掲げる事由」を「各号のいずれか」
に改める。

第 3 条第 2 項中「3 年」を「5 年」に、同条第 3 項中「3 年」を「5
年」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、派遣の期間が 5 年を経過する際に、後任者への事務引継、
派遣職員が従事する事業の終了の遅延等の事由により、引き続き 5 年
を超えて派遣の期間を更新する必要がある場合であつて、当該更新に
よつても派遣の期間が引き続き 5 年 3 月を超えないこととなるときは、
この限りでない。

第 4 条第 1 項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

付 則

この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

特別区人事委員会に協議を要する派遣期間を変更するほか、地方自治
法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出い
たします。